

免許証作成システム等に障害が生じているため、当分の間、免許業務の受付を中止しております。

また、現在、政府において免許証の有効期間等を延長するための措置を講ずることを検討しています。この措置がとられた場合、平成23年3月11日にさかのぼって有効であったものとして取り扱われますので、車の運転は可能となります。

今次震災の場合は、有効期間は少なくとも8月31日までは延長される見込みですのでそのままの免許証で運転して下さい。

ただし、更新は必ず行わなければなりませんので、免許業務が行われていることを確認したら、なるべく早く更新手続きを行って下さい。

《問い合わせ先》 平日 8 : 3 0 ~ 1 7 : 0 0

伊達警察署 0 2 4 - 5 7 5 - 2 2 5 1

福島運転免許センター

0 2 4 - 5 9 1 - 4 3 7 2

郡山運免許センター

0 2 4 - 9 6 1 - 2 1 0 0